

平成二十八年二月十二日受領
答弁第一一二二号

内閣衆質一九〇第一一二号

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員井坂信彦君提出SMAP騒動と放送法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出SMAP騒動と放送法に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの内容が放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）違反に該当するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断する必要があるが、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「放送事業者が第三者（芸能事務所等）の要請により、正当な理由なく、特定の芸能人への出演を阻止する行為を禁止する」制度の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることとは困難である。